

## 4. 平成28年度点検結果について

○ 東京都の橋梁の点検結果（速報値）は、平成29年2月1日現在で判定済みが104橋（8.7%）となっている。現時点では、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は19橋（1.6%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は59橋（4.9%）であり、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無い。

<平成28年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	265	61	8	14	12	0	27
高速道路会社	229	59	0	0	0	0	59
東京都	1,343	128	0	0	0	0	128
市区町村	4,545	951	18	45	7	0	881
合計	6,382	1,199	26	59	19	0	1,095

※ H29.2月1日時点

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○ 東京都のトンネルの点検結果（速報値）は、平成29年2月1日現在で判定済みは無い。

<平成28年度管理者別点検結果（道路トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	2	0	0	0	0	0	0
高速道路会社	35	12	0	0	0	0	12
東京都	68	0	0	0	0	0	0
市区町村	40	4	0	0	0	0	4
合計	145	16	0	0	0	0	16

※ H29.2月1日時点

○ 東京都の道路附属物等の点検結果（速報値）は、平成29年2月1日現在で判定済みが3施設（0.7%）となっている。現時点では、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1施設（0.2%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2施設（0.5%）であり、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無い。

<平成28年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	357	100	0	0	0	0	100
高速道路会社	314	105	0	1	1	0	103
東京都	862	194	0	0	0	0	194
市区町村	234	25	0	1	0	0	24
合計	1,767	424	0	2	1	0	421

※ H29.2月1日時点